

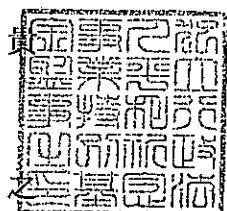
財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 事業年度独立行政法人平和祈念事業特別基金の財務諸表及び決算報告書を監査した結果、適正であると認めます。

平成 24 年 6 月 26 日

独立行政法人平和祈念事業特別基金

監事 黒沢 文



監事 横堀 裕

<通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第39条の規定に準じて、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に準じて、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人平和祈念事業特別基金の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上